



令和5年度第3回
船橋市子ども・子育て会議資料

令和6年4月以降の利用定員の取扱いについて

健康福祉局 子ども家庭部 保育運営課

1. 経緯

現在、各保育施設の定員については、認可定員（施設規模や面積基準から設定）と利用定員（給付費の算出のため設定）を一致することを原則としつつ、令和3年度より一定の要件のもと、利用定員を認可定員より引き下げて設定できることとしております。

この要件については、直近2年間の入所実績を確認するほか、変更時期は毎年度4月のみとすること等として運用してはりましたが、施設の安定的な運営のため、より柔軟な利用定員の設定方法について、検討を重ねて参りました。

(1) 平成27年4月～令和3年3月 認可定員＝利用定員（原則通り）

認可定員	<ul style="list-style-type: none">・都道府県及び政令市、中核市が決定・施設規模（面積基準等）による定員
利用定員	<ul style="list-style-type: none">・市町村が、認可定員の範囲内で決定・<u>給付費算出に用いられ、児童1人あたりの単価は利用定員区分が低いほど高い</u> <p>※給付費単価は主に10人単位で設定 例) …51～60人まで、61～70人まで…</p>

(2) 令和3年4月～ 一定の要件のもと利用定員を引き下げる取扱い開始

- 要件① 過去2年度の利用者数の平均が給付費の定員区分を下回っている。
- 要件② 直近4月において、当該施設及び周辺施設に3～5歳の待機児童が生じていない。
- 要件③ 定員の減少は0歳及び3～5歳で行うこととし、変更時期は4月のみとする。

(3) 令和5年4月～ (2) の要件を一部緩和

主な緩和点：過去2年度の利用者数の平均が、給付費の定員区分を下回っている。

⇒直近1年度の利用者数の平均が、給付費の定員区分を下回っている。

2. 検討課題

従前の取扱いにおいても、以下の点で施設からのご相談があり、引き続き検討を重ねて参りました。

- 入所児童数が減少し始めてから定員減できるまで1～2年かかるため、経営が安定しない。
- 直近の実績にかかわらず、翌年度4月に定員を大きく下回る場合にも定員減を認めてほしい。また、4月にかかわらず年度途中の変更にも応じてほしい。

3. 令和6年4月以降の取扱い

各保育施設の入所人数に合わせ、より柔軟な利用定員の設定ができるよう、従前の取扱いは廃止し、新たな取扱いを以下のとおり定めました。

【令和6年4月以降の取扱いの概要】

- ① 入所人数が、公定価格上の定員区分を下回ったこと、又は下回る見込みであることをもって、変更協議ができるようにする。

直近1年間の入所実績等は要件として廃止します。また、保育士不足等により児童数が減少する見込みであることをもって、減少ができるようにします。

- ② 定員減については、毎年度4月に限らず年度途中も協議を受け付けます。

従前は毎年度4月のみを変更時期としておりましたが、年度途中でも定員減少ができることとし、施設の安定運営のため柔軟に対応できることとします。

- ③ 定員減した施設が、入所児童が回復し定員超過が続く場合は、翌年度4月から利用定員の変更（増加）を行うこととします。

定員減した施設で、公定価格上の定員区分を上回る入所が続いた場合は、市から定員増の協議を要請します。

また、利用定員を減少していない施設でも、大幅な定員超過状態が続いている施設は、認可定員も含めた今後の定員設定について市と協議を行うこととします。